

広島県教育委員会訓令第2号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、国立青少年自然の家又は広島県自治総合研修センター」を「又は国立青少年自然の家」に改める。

別表第三中	広島県自治総合研修センターが指定する宿泊施設に宿泊する場合	七、〇六〇円	を削り、同
-------	-------------------------------	--------	-------

表の備考中「若しくは」を「又は」に改め、「又は広島県自治総合研修センターが指定する宿泊施設」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。